

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鎌倉市、逗子市及び葉山町のごみ処理広域化を推進するにあたり必要な調査、検討をするため、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鎌倉市、逗子市及び葉山町のごみ処理広域化に関する調査、検討
- (2) 循環型社会形成推進地域計画の策定に関する調整
- (3) その他相互連携に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、鎌倉市、逗子市及び葉山町のごみ処理関係職員をもって組織する。

- 2 協議会に役員として、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は1年とする。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会の設置)

第5条 協議会に第2条に規定する所掌事項のうち、特定の課題について調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の運営等について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要が有ると認めるときは、協議会員以外の者に対し、資料の提出、説明等の協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長が属する市又は町に置く。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年2月14日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規約の施行後最初に就任する会長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成28年5月31日から施行する。

(任期の特例)

2 平成28年度に限り、会長及び副会長の任期は、第3条第5項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。